

家事審判手続に関する中間とりまとめのたたき台（４）

第１ 子の保護者

子が影響を受ける家事事件において、子の利益を保護するために、親権者等の法定代理人とは別に、裁判所が適切な保護者を選任できるものとするところについては、なお検討するものとする。

（補足説明）

- 1 子が、家事事件手続の当事者である場合には、一般的には親権者等の法定代理人
が子を代理して、子の利益を保護するが、子と親権者等の法定代理人の利益が相反
するため、そのようなことが期待できない場合には、特別代理人の選任によって対
処することとしている。
- 2 もっとも、現行制度においては、子が手続当事者であるかどうかにかかわらず、
調停又は審判により影響を受ける場合には、親権者等の法定代理人の活動とは別に、
家庭裁判所が後見的作用として、家庭裁判所調査官を活用するなどして、子の意思
の把握に努め、子の利益を手続に反映させることとしている。

しかしながら、手続主宰者である家庭裁判所の後見的作用のみにゆだねることは、
子に手続主体性を認め、その意見を手続に反映させるためには不十分であり、親権
者等の法定代理人とは別に、子の利益を代弁する者を付すべきであるとの指摘があ
る。

本部会においては、このような意見に賛同する意見もあったが、このような制度
の導入については、保護者の果たすべき役割や家庭裁判所調査官を始めとする他の
制度との関係等についての十分な議論を踏まえ、必要性を含めて慎重に検討すべき
であるとの意見も出された。

- 3 この問題については、①どのような場合に保護者を選任すべきか（子の親権者が
適正に子の利益を代弁できないような事件に限るか、子の年齢によるのか、選任を
必要的にすべき場合があるかなど）、②保護者の権限（役割）と他の制度との関係（保
護者は実体法上の権限を有するのか、手続上の権限は代理権なのか、家庭裁判所・
家裁調査官や児童福祉機関との役割分担、子が乳児である場合や調停手続における
保護者の役割、保護者制度と特別代理人制度との関係）などの本質的な問題のほか、

③制度を支える基盤整備（保護者への報酬の手当てをどうするか，保護者となるべき者の資格や人材確保の方法）などを検討する必要があるものと考えられる。